

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年3月17日

月曜日

第5350号

目次

告示

○家畜伝染病予防法に基づく検査の実施	1
○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施	5
○都市計画事業の事業計画の変更認可	6
○指定自立支援医療機関の指定	7
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	8
○指定自立支援医療機関の指定の更新	
○道路の区域変更	9
○道路の供用開始	10
○介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定	11

公告

○富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施	12
○企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施	16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	19

告示

富山県告示第97号

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新田 八郎

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛
- ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛
- エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体
- イ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項の規定による牛、めん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

3 腐^そ蛆病

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐^そ蛆病の発生予防のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- (3) 検査の方法
臨床検査及び細菌学的検査
- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) 実施の目的
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (3) 検査の方法
臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、
ウイルス学的検査及びその他必要な検査
- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

5 オーエスキー病

- (1) 実施の目的
オーエスキー病の発生予察のため
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚
- (3) 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

6 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

7 豚熱

(1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

(3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表

）に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

8 アフリカ豚熱

(1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

(3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

9 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

富山県告示第98号

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

富山県告示第99号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

中新川広域行政事務組合

2 都市計画事業の種類及び名称

立山舟橋都市計画及び上市都市計画下水道事業

中新川公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和63年2月24日から

令和12年3月31日まで

富山県告示第100号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
阪神調剤薬局高岡店	高岡市新横町1059番地 ノダケビル1階 101号室	育成医療、更生医療	調剤	令和7年3月1日
阪神調剤薬局かたかご店	高岡市能町南3丁目45番地の2	育成医療、更生医療	調剤	令和7年3月1日
ウエルシア薬局氷見窪店	氷見市窪 543番地 1	育成医療、更生医療	調剤	令和7年3月1日
りんどう薬局	砺波市三郎丸字茶畑島94番地 6	育成医療、更生医療	調剤	令和7年3月1日
KORURI 訪問看護ステーション	射水市海老江七軒1486番地 1	育成医療、更生医療	訪問看護	令和7年3月1日

富山県告示第101号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
小川 次郎	小児科	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町5番10号	令和7年3月1日
河合 健吾	内科	南砺市民病院	南砺市井波938番地	令和7年3月1日
丸山 仁	内科	南砺市民病院	南砺市井波938番地	令和7年3月1日
高瀬 愛	内科、外科	南砺市平診療所	南砺市下梨2525番地1	令和7年3月1日
河合 燦	整形外科	射水市民病院	射水市朴木20番地	令和7年3月1日

富山県告示第102号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
榊崎クリニック	魚津市北鬼江二丁目20番26号	育成医療・更生医療	腎臓	令和7年3月1日
医療法人財団正友会中村記念病院	氷見市島尾 825番地	育成医療・更生医療	腎臓	令和7年3月1日
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477番地	育成医療・更生医療	眼科	令和7年3月1日
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477番地	育成医療・更生医療	整形外科	令和7年3月1日
V・drug 高岡木津薬局	高岡市木津 458番地14	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
あい丸の内薬局	高岡市丸の内 7番35号	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
クスリのアオキ 魚津経田薬局	魚津市寿町 4番7号	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
チューリップらいと薬局	魚津市大光寺 275番地13	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
ファーマライズ 薬局氷見店	氷見市鞍川1118番地 1	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
栄光堂薬局	中新川郡立山町五百石17番地	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日
立山中央薬局	中新川郡立山町前沢2727番地14	育成医療・更生医療	調剤	令和7年3月1日

富山県告示第103号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字浄円 357番3から	変更前		最大 10.1 最小 6.7	27.1	富山土木 センター
	富山市八尾町石戸字浄円 357番4まで	変更後		最大 10.5 最小 7.4	27.1	
一般国道 472号	富山市八尾町上高善寺字 水見懸1003番2から	変更前		最大 6.5 最小 5.7	184.1	富山土木 センター
	富山市八尾町上高善寺字 水見懸 994番2まで	変更後		最大 8.3 最小 6.9	184.1	
県道 宮ヶ谷北押川 線	富山市三熊字向山2番37 から	変更前		最大 8.9 最小 7.0	39.0	富山土木 センター
	富山市山本字大平31番13 まで	変更後		最大 10.5 最小 10.1	39.0	

富山県告示第104号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字浄円 357番3から 富山市八尾町石戸字浄円 357番4まで	令和7年3月17日	富山土木 センター
一般国道 472号	富山市八尾町上高善寺字水見懸1003番 2から 富山市八尾町上高善寺字水見懸 994番 2まで	令和7年3月17日	富山土木 センター
県道 宮ヶ谷北押川 線	富山市三熊字向山 2番37から 富山市山本字大平31番13まで	令和7年3月17日	富山土木 センター
県道 黒部宇奈月線	黒部市若栗4052番から 黒部市若栗3896番まで	令和7年3月18日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県告示第105号

介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により次のとおり同項に規定する指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の15第3項の規定により公示する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定試験実施機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
- (2) 所在地 富山市安住町5番21号

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

富山中央警察署放置車両確認事務委託に係る一般競争入札の実施

富山中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

富山中央警察署放置車両確認事務委託

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び委託仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

(4) 履行場所

富山中央警察署管轄区域

(5) 補記

議会により当事業の予算が否決された場合は、入札を中止する。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に、A又はBの等級で登載されている者であること。

- (3) 富山県の指名競争入札において指名停止期間中でない者であること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務に係る富山県公安委員会の登録を受けており、入札参加資格確認時において同法第51条の13に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けている者を4名以上確保している者であること。
- (5) 報奨・罰則に関する規程を設けている者であること。
- (6) 機密漏えい防止に関する規程を設けている者であること。
- (7) 警察署長の求めに応じ、速やかに対応できると認められる者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書の書式は、入札説明書による。
- (3) 資料は、次のとおりとする。

ア 道路交通法第51条の8第1項及び第6項の規定により通知された富山県公安委員会の登録又は更新通知書の写し

イ 4名分以上の駐車監視員資格者証の写し

ウ 富山県知事からの物品等競争入札参加資格者決定通知書の写し

- (4) 申請書及び入札説明書等の交付期間

令和7年3月17日から令和7年3月24日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (5) 申請書及び資料の提出期間

令和7年3月17日から令和7年3月24日までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、(3)ウの資料は、入札書

提出時とする。

提出した資料に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 申請書等の交付及び提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話076-441-2211

(7) 提出方法

直接持参すること。

(8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和7年3月26日までに申請者に口頭で通知する。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合には、令和7年3月27日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に説明を求める旨を記載した書面を3(6)の提出場所へ持参しなければならない。

(3) (2)により書面が提出された時は、令和7年3月31日までに文書により回答する。

5 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和7年4月1日 午前10時

(2) 入札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

6 入札の方法

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札
- (3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (4) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他不明な点については、富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話076-441-2211、内線5134・5135）に問い合わせること。

企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施

企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年3月17日

富山県知事 新田 八朗

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務

(2) 業務の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和7年4月7日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国又は地方公共団体）等において、令和5年4月から現在までの間

に、当該業務と類似した労働者派遣を8か月以上にわたり完了した実績を有すること。

(6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

3 入札説明書及び契約条項を示す書類等の配付方法

富山県ウェブサイトの「入札情報（役務）」のページ

(<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/koukokukekka/koukoku.html>) にアップロードすることにより、配付するものとする。なお、配付期間は、令和7年3月17日（月）午前8時30分から3月24日（月）午後5時15分までとする。

4 入札参加申込み

本件一般競争入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加申込書その他の入札説明書に定める必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出場所

〒930-0094

富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階

富山県企業局経営管理課管理係

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時15分（必着）

5 入札の方法、日時及び場所等

(1) 入札方法

出場入札

(2) 入札日時

令和7年4月1日（火）午後4時

(3) 入札場所

富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階 企業局第4会議室

(4) 開札は、即時開札とする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) その他入札者心得に示した入札の無効に関するために該当する入札

8 入札の方法

当該業務に係る派遣労働者1人1時間あたりの単価で行う。

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 入札説明書に示した入札に参加する者に必要な資格があると認められた者のうち、有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) その他詳細は、入札説明書による。

11 問い合わせ先

富山県企業局経営管理課管理係

〒930-0094 富山県富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階

電話番号：076-444-2136

電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグトップス高岡野村店 高岡市野村1717-1

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 文苑堂書店新野村店

(変更後) ドラッグトップス高岡野村店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社文苑堂 代表取締役 吉岡隆一郎 高岡市末広町40番地

(変更後) 株式会社星光堂薬局 代表取締役 渡邊 崇 新潟市中央区本馬
越2丁目8番21号

4 変更の日 令和6年9月28日

5 変更の理由 小売業者が変更した為

6 届出の日 令和6年12月25日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和7年3月17日から令和7年7月22日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパーク 北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1 ほか
- 2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 代表取締役 笹野 和泉 東京都中央区銀座五丁目5番4号 ほか
(変更後) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 代表取締役 笹野 和

泉 東京都中央区銀座五丁目5番4号 ほか

- 4 変更の日 令和6年4月5日 ほか
- 5 変更の理由 小売業者に変更があったため ほか
- 6 届出の日 令和7年3月6日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和7年3月17日から令和7年7月22日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

